

同志社大学特別任用助教（有期研究員）・特別任用助手（有期研究員）2027 年度募集要項

1. 趣旨

同志社大学では、次世代を担う本学出身の研究者を養成し、本学大学院の教育研究活動をより活性化させることを目的として、同志社大学特別任用助教（有期研究員）（以下「特任助教」という。）と同志社大学特別任用助手（有期研究員）（以下「特任助手」という。）の制度を設けています。

本学は、特任助教及び特任助手に対して、独立して自身の研究を行うことができる環境を整備しています。また、特任助教には、授業科目を職務として担当することを通して、大学教員としての教育能力を育成する機会を提供します。

2. 応募資格

（1）特任助教

下記の①～④のすべての要件を満たす者

- ① 同志社大学において、2024 年度若しくは 2025 年度に博士学位を取得した者
又は、2026 年度に博士学位を取得見込みの者（但し、いわゆる論文博士は対象としない）
- ② 令和 9（2027）年度日本学術振興会特別研究員（PD）に応募した者
- ③ 日本学術振興会特別研究員（DC1 又は DC2）であった者
- ④ 所属研究科の長（博士学位取得者は出身研究科の長）の推薦を得た者

（2）特任助手

下記の①～③のすべての要件を満たす者

- ① 同志社大学において、2024 年度若しくは 2025 年度に博士学位を取得した者
又は、2026 年度に博士学位を取得見込みの者（但し、いわゆる論文博士は対象としない）
- ② 令和 9（2027）年度日本学術振興会特別研究員（PD）に応募した者
- ③ 所属研究科の長（博士学位取得者は出身研究科の長）の推薦を得た者

※特任助教、特任助手とも、常勤職に就いている者、日本学術振興会特別研究員又はこれに類する研究職（日本学術振興会海外特別研究員等）（以下「常勤職等」という。）に就いている者は、応募資格を有さない。

3. 採用予定人数

- （1）特任助教 5 名
- （2）特任助手 7 名

4. 採用期間

（1）特任助教

2027 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日までの 3 年間

（2）特任助手

2027 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日までの 2 年間

5. 所属

- (1) 特任助教 リサーチ・イノベーション推進機構及び授業科目を担当する学部
- (2) 特任助手 リサーチ・イノベーション推進機構及び大学院での指導教員の所属学部又は指導教員の専門分野に関連する学部

6. 職務

- (1) 本学において研究に専念する。
- (2) 授業科目の担当
特任助教は、週2時間～4時間（1～2コマ）の授業科目を担当する。
※各学期1週4時間以内（2コマ以内）、年間2時間～8時間（1～4コマ）の範囲内。
特任助手は、学部・研究科から依頼のある場合は、週2時間～4時間（1～2コマ）、授業科目の担当補助をすることができる。
- (3) 兼職・兼業
特任助教及び特任助手は、兼職・兼業してはならない。ただし、学長が研究・教育上必要を認めた場合は、この限りでない。
※他大学の非常勤講師等、教育・研究に関わる兼職・兼業が必要となる場合には、応募者本人が必ず前もって事務局にご相談ください。なお、特任助手は「助手」職位のため、法令上、教育の補助までしか認められておらず、本学で嘱託講師として授業を担当することはできません。

7. 勤務

- (1) 裁量労働制を適用し、勤務は月曜日から金曜日の9時から17時とする。
 - (2) 勤務地は、今出川校地又は京田辺校地とする（所属学部により異なる）。
- ※その他就業に関する事項は、同志社大学有期雇用研究員就業規則による。

8. 待遇

- 「同志社大学特別任用助教（有期研究員）の給与等に関する規程」、「同志社大学特別任用助手（有期研究員）の給与等に関する規程」に基づき、次のとおり、給与を支給する。
- (1) 本俸、調整手当、通勤手当、日本私立学校振興・共済事業団掛金補助を支給する。
 - (2) 特任助教の本俸は任期付教員（助教）の本俸に準拠する。
 - (3) 特任助手の本俸は、月額30万円とする。
 - (4) 諸手当は、調整手当、通勤手当、日本私立学校振興・共済事業団掛金補助を専任教員に準じ支給する。
 - (5) 社会保険等については、日本私立学校振興・共済事業団に加入する。

9. 研究費等

- (1) 個人研究費（特任助教49万円、特任助手30万円）を支給する。
- (2) 外国旅費補助の申請をすることができる。
- (3) 研究スペースを提供する。

10. 研究成果の報告

特任助教及び特任助手は、毎年度、研究成果報告書を学長に提出しなければならない。

11. 採用の取消等

- (1) 博士学位の取得日は、学位記に記載された日とする。博士学位取得見込みの者が、2026 年 3 月末日までに学位を取得できなかった場合は、採用しない。
- (2) 採用の施行中に常勤職等に内定した者は採用しない。
- (3) 特任助教又は特任助手の採用期間中に常勤職等に採用された場合には、特任助教又は特任助手の身分を失う。
- (4) 本学の特任助教及び特任助手として任用実績のある者は再度採用しない。

12. その他

特任助教及び特任助手の制度は、次世代を担う研究者養成を目的とすることを踏まえ、次の 3 点を必須とする。

- (1) 採用期間中は、毎年度科学研究費助成事業に応募すること。既に科学研究費助成事業に採択されている場合は、この限りではないが、更なる競争的研究資金の積極的な獲得を推奨する。
- (2) 任用期間終了後、本学からのキャリアパスに関する調査（就職状況、研究活動状況等）に対し、回答すること。
- (3) 上記（2）に対応するため、退職時に、退職後も連絡をとることが可能な連絡先（メールアドレス等）を事務局に届出すること。

13. 申請手続

- (1) 募集期間 2026 年 6 月 8 日（月）～7 月 14 日（火）17：00

(2) 申請書類

①申請時

- ・ 申請書（所定様式）
- ・ 令和 9（2027）年度日本学術振興会特別研究員申請書（写し）

②日本学術振興会特別研究員審査結果の通知後

- ・ 令和 9（2027）年度日本学術振興会特別研究員（PD）の電子申請システムにより開示された審査結果及び評点結果の記載されたページのプリントアウト
- ・ 履歴書・業績書（本学様式（申請者へ後日送付））

※特任助教申請者は、採用後、所属学部の授業科目を担当することになる。そのため、申請書提出前に各自で受入希望学部の事務室に次年度の授業科目の担当について依頼し、申請書の所定欄に受入予定学部長の署名及び学部事務室の受付印をもらうこと。

14. 選考方法等

日本学術振興会特別研究員等審査委員会の審査結果により、任用候補者を選考する。

採用候補者は、同志社大学リサーチ・イノベーション推進機構人事委員会、受入予定学部の教授会及び同志社大学部長会の審議を経て、採用を決定する。なお、選考にあたり面接を行い、その他必要な資料の提出を求めることがある。

15. 申請書類提出先（いずれかに持参すること）

今出川校地：リサーチ・イノベーション推進機構事務室 （今出川キャンパス致遠館3階）

京田辺校地：リサーチ・イノベーション推進機構事務室 研究マネジメント課（京田辺キャンパス
同志社ローム記念館2階）

16. 問合せ先

2026年3月31日まで 研究開発推進機構研究企画課

2026年4月1日以降 リサーチ・イノベーション推進機構研究マネジメント課

いずれも京田辺校地同志社ローム記念館2階

TEL：0774-65-8257 FAX：0774-65-7757 E-Mail：ji-knkak@mail.doshisha.ac.jp

以上

【参考資料】

2027年度同志社大学特別任用助教（有期研究員）・特別任用助手（有期研究員）選考日程

2026年 6月3日（水）17：00	日本学術振興会特別研究員申請書の 提出期限（※）
2026年 6月8日（月）～7月14日（火）17：00	特任助教・特任助手募集期間
2026年 9月下旬～10月上旬	特別研究員書類審査結果通知
2027年 1月上旬	特別研究員採用内定通知
2027年 1月中旬	（面接）
1月中下旬	リサーチ・イノベーション推進機構人事委員会に おける審議
1月下旬～2月上旬	学部教授会における審議
2月中旬～3月上旬	部長会における審議、採用決定
4月	着任

※日本学術振興会特別研究員（PD）は、原則として出身大学院以外を受入研究機関とすることが義務付けられており、申請書は、受入研究機関を通して日本学術振興会に提出することとなります。申請者が申請書を提出する期限は、受入研究機関ごとに異なっているため、必ず自身の受入研究機関に申請手続について確認してください。日本学術振興会への申請期限の1ヶ月以上前に申請書の提出期限が設定される場合もありますので、ご注意ください。